

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 18 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885016

研究課題名(和文)「創작성」概念の歴史的形成 複製技術の発展と著作権

研究課題名(英文)History of the concept of "Originality"--Development of Mechanical Reproduction and Copyright Law

研究代表者

酒井 麻千子(Sakai, Machiko)

東京大学・大学院情報学環・助教

研究者番号：20734271

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、主に19世紀ドイツ著作権法における「創작성」概念の形成過程を検討した。特に対象を絵画・版画・写真に絞って、絵画を版画や写真によって複製することを違法とする根拠や理論枠組みを検討する中で、「創작성」概念の要素を明らかにした。また、いわゆる「ロマン主義」的な創作観の著作権法への影響について、当時の学説を中心に検討を深めた。

研究成果の概要(英文)：This research examined the concept of "originality" in Copyright Law of Germany in 19th Century. It explored the framework about the illegality of reproduction of painting by print or photography, and revealed the element of concept of "originality". It also examined the influence of "Romanticism" to the Copyright Law.

研究分野：新領域法学

キーワード：著作権 絵画 複製 写真 歴史

1. 研究開始当初の背景

現在の日本著作権法では、思想や感情を創作的に表現したものを著作物と定義して(2条1項1号)、著作権法上の保護を与えている。

従来ここにいう「創作性」は、作品に著作者の個性があらわれていること、と解するのが通説だった。しかし近年著作物の多様化が進み、小説や絵画、音楽などに加え、コンピュータプログラムやデータベースのように、直感的に作者の個性を感じ取ることが難しいと考えられる機能的・事実に基づく著作物に取り込まれている。このことを根拠に、個性という典型的な芸術作品を前提とした「創作性」の解釈にかわり、個性という作者の主観面ではなく、他人に創作の余地を残しているか否か、という観点から、より客観的・機能的に「創作性」を解するもの(選択の幅説)が登場し(中山信弘『著作権法』有斐閣、2007年)、現在、学説及び判例において広く承認されつつある。

しかし「創作性」は、著作物性を認定する場面だけでなく、作品の製作にあたり創作的に寄与した著作者の認定の場面や、他者による複製行為等において原作者の創作的表現の利用の有無を検討する権利侵害の場面等にもあらわれる。従って、主体・客体・権利侵害の場面に著作権保護の可否を決める重要な概念であり、解釈論的な議論の精緻化の必要性が指摘されている(上野達弘「創作性」高林龍・三村量一・竹中俊子編『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探究』181-209頁)。

これに加え、現在の著作権法は、著作物を作者の個性や人格の流出物として捉えることで、財産的権利である著作権だけでなく、人格的利益を保護する著作者人格権をも認める体系となっている。従って「創作性」の解釈は、なぜ著作権による保護が与えられるのかという正当化根拠に直結し、選択の幅説のように作者の個性とは離れて「創作性」概念を捉えたとすれば、著作権法体系そのものに本質的な変更を迫るものになる。

従って、選択の幅説という新たな「創作性」解釈においては、歴史的な視点から、そもそもなぜ著作権法は作者の個性に着目して著作物を捉えたのか、そこにいかなる根拠づけが存在するのか、を検討することが重要であると考えられる。

2. 研究の目的

上述のような問題意識を背景として、申請者は『「創作性」概念の歴史的形—複製技術の発展と著作権』という研究課題を掲げた。

19世紀～20世紀初頭にかけての日本及び諸外国の著作権に関する議論、特に著作物の性質と複製の態様に関する議論を検討する

ことで、著作者の個性により「創作性」を把握する従来の通説的見解が、いかなる歴史的背景によって形成されてきたのかという点について明らかにすることが本研究の目的である。

申請者はこれまで、19世紀後半～20世紀初頭の日本を対象とした研究の中で、日本の著作権法体系に個性にもとづく「創作性」概念の柱が据えられた歴史的経緯を、主に写真と映画の著作権を素材として検討してきた。そして、著作権を付与する根拠として著作者の個性の表出に着目する姿勢が著作権法制定当初からあったわけではなく、それまで保護の対象とされていなかった写真や映画など技術を用いた新たな製作物を保護の対象とするにあたり生じたものであるという手がかりを得ている。

本研究はこれまでの検討を踏まえつつ、対象国を、ドイツを含む諸外国に広げ、19世紀～20世紀初頭にかけて、諸外国において作者の個性の表出に着目する「創作性」概念が形成されることになった経緯を明らかにすることを目的とする。また著作物性要件としての「創作性」だけでなく、複製行為における「創作性」の影響を考慮するなど、より広いスパンから詳細に検討するものである。

3. 研究の方法

ドイツでの議論を中心に、19世紀の著作権の歴史を研究対象とする現代の諸文献を狩猟・精読するとともに、当時の判例・立法過程史料・著作権法関連文献等の一次文献をできる限り網羅的に狩猟し、読解・検討を試みた。特に立法過程の収集においては、関連する史料館・文書館(バイエルン公文書館・プロイセン文化財団枢密文書館等)に赴き、所蔵史料について収集・分析を行った。

ドイツを主な対象国とする理由は、著作権法制度に関する諸理論や体系的考察を初期から行っていたことが挙げられる。特に19世紀前半のドイツは、経済自由主義の影響を受けて、著作権法そのものの正当化についても批判的な見解が多く見受けられた。その結果、著作物となり得るあらゆる製作物について、保護の必要性が検討され、また著作権法においても著作物の性質について学説及び判例で各々主張されていた。それらの議論を辿ることは、本研究にとり価値のあるものだと考えた。

また、本研究で対象とする絵画・版画・写真の保護に関して他国とは異なる独自の検討がなされていることも理由である。とりわけ写真の保護に関しては、現行のドイツ著作権法にも残存する写真著作物規定の独自性があり、これが本研究で対象とする時代における議論に由来するものであることから、ドイツを主たる対象国として検討を行うこととした。

以下、本研究が実施した研究方法につき年度ごとに敷衍する。

(1) 平成 26 年度における研究の方法

平成 26 年度においては、絵画・版画・写真の著作物を対象とし、これらの作品の著作権法による保護のあり方を検討する中で、「創作性」概念がどのように形成されてきたかを明らかにすることを試みた。

版画と写真は、ともに製作手段の一つでありながら、絵画の複製手段としても用いられてきた点で類似し、絵画の複製侵害を検討する上でいずれも問題とされる。他方で相違点としては、非常に古くから存在し、製作に他の芸術作品同様人の手を用いる版画に対して、写真は 19 世紀に登場し、製作に機械を用いるという点が挙げられ、これらの違いが両者の著作権法における位置づけに影響を与えていると考えられる。

このように、技術的要素を伴う制作物と「創作性」概念との関係、そして禁止される著作物の複製態様との関係を検討することで、著作権法で保護すべき著作物としていかなる要素が必要とされたのか、という点を明らかにすることが可能であると考えた。

(2) 平成 27 年度における研究の方法

平成 27 年度においては、(1)の議論に関する立法関連史料等の一次文献の入手をドイツにおいて行った。その多くが筆記史料であることから、解読作業と検討を同時に行うこととなった。

また当初の研究計画の通り、19 世紀以降のドイツを含めた諸外国において、そもそもなぜ作者の個性という観点が登場するのかという点につき、当時の美学理論や法制史を素材として検討を行った。

4. 研究成果

本研究で実施した研究の成果は以下の通りである。

(1) 版画による絵画の複製についての検討

18 世紀後半から 19 世紀にかけてのヨーロッパの著作権法の歴史研究は、書籍を中心として、その著作権の理論構成や立法過程が議論されることが多い。これは、著作権が書籍の出版を保護するためになされた王や領主による特権付与をルーツとし、特権付与による保護を克服する、あるいはそこから転換するために、第三者による書籍の無断出版から作者や出版者を保護する何らかの理論を構成すること、を主な目的としてきたことが影響していると考えられる。

このことが現在の研究状況にも反映されており、18 世紀後半から 19 世紀にかけて、それまでの書籍の複製に関する議論が拡張され、音楽や美術についても複製に対する作

者の権利が認められるようになった、と簡潔に記述されることが多い。

しかし、18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて、書籍の翻刻出版の違法性に関する検討が軸であったドイツにおいて、絵画の版画による複製にどのような評価を与えていたのかにつきなされた議論をより詳しく検討した結果、書籍の複製に関する議論が美術作品に拡張された、と単純に説明できるものではないことが明らかとなった。すなわち、書籍の無断翻刻の違法性を肯定した当時の論者であっても、版画による絵画の複製においては、版を作るにあたって複製対象となる絵の模写や彫刻作業が発生し、複製者独自の作業が介在する事を重視し、その違法性を否定していた。従って、版画による絵画の複製は書籍の翻刻とは異なるものとして捉えられていたことを明らかにした。

次に、ドイツで最初の近代的な著作権法と称されるプロイセン著作権法(1837 年制定)の立法過程や当時の社会状況を検討した。プロイセン著作権法では、版画等の手段による絵画の複製を違法とする規定が盛り込まれており、前時代との変更がみられる。これらの変更が行われた背景を検討した結果、当時の立法に関わった者によって拡張解釈がなされたことに加え、精神的所有権の影響を受けて制定された他国の立法では既に芸術作品の複製の禁止も含む規定があったという法的な状況があったことを明らかにした。さらに社会状況としては、複製手段の多様化によってより簡単に大量の複製をすることが可能になったことや、絵画市場の発展や芸術家の経済的待遇の変化により、芸術家が自らの作品をより広く伝える必要が生じていたこと等、芸術作品や芸術家をめぐる当時の社会状況が変化していたことがあったと考えられる点も指摘した。

以上の成果を論文にまとめ公益社団法人著作権情報センター「第 10 回著作権・著作隣接権論文募集」に投稿した結果、第二位に選出され表彰された。

(2) 書籍の複製と、版画・写真による絵画の複製との関係に関する検討

まず、プロイセンの著作権法の各規定をさらに読み込み、その後の学説・立法状況を検討した。複製版画の製作者に版画の複製に関する権利を付与する規定の解釈や立法過程等を検討し、絵画の複製は書籍の複製と完全に同一視されていたわけではなく、版画独自の作業を一定程度評価していたことを確認した。その後 1839 年に登場し急速に普及した写真と版画との関係について、1850 年代から 70 年代の学説や判例、立法過程を検討し、写真が機械的な複製手段として、版画と異なる位置づけがなされていること、複製手段としての版画・写真に関する議論が作品要件にも影響して、版画と比べて写真がその機械的

性質により保護すべき作品として捉えられていなかったことを明らかにした。

これらの作業において、(1)にも関連するが、立法関連史料を入手するため、平成 27 年 9 月にミュンヘン及びベルリンに赴き、バイエルン公文書館・プロイセン文化財団枢密文書館・ドイツ連邦公文書館にて文献・史料の探索を行った。ドイツでの研究状況や、日本では入手の難しい多くの一次文献に触れることができ、非常に実りのあるドイツ滞在となった。

上述のように、入手できた史料の多くが筆記史料であることから、解読作業と検討を同時に行っており、この作業は現在も一部継続中である。できるだけ早期にまとめて成果を発表できるように検討を急ぎつつ、現在論文執筆中である(近日公表予定)。

(3)「ロマン主義的創作観」の著作権法への影響に関する検討

著作権法体系は作者の個性や人格的価値を見いだすことのできる作品を対象とし、そのような作品を生み出した作者を保護する、という仕組みを基本とする。この背景には個性あふれる傑作を生み出す偉大な作者を賞賛する、「独創性」と天才思想によって醸成された「ロマン主義」的な創作観があり、この「ロマン主義」的な創作観を前提として、彼らの保護を当然にそして強力に推進するような著作権法体系が形成されたという点が、しばしば指摘される(Stig Strömholm, Spielraum, Originalität oder Persönlichkeit? Das Urheberrecht vor einer Wegwahl. In: GRUR Int., 1996.)。著作権法学に限らず美学の分野においても、「ロマン主義」の中核概念である「独創性」すなわち、個々の芸術家が、他人の模倣ではなく自らの内なる才能から作品を生み出すことを高く評価する概念、が著作権法に与えた影響を指摘するものは多い(Mark Rose, Authors and Owners: The Invention of Copyright. Harv.U.Press, 1993.)。

しかし、芸術作品とは必ずしも言えない写真を著作権法で保護しようとした過程は、偉大な作者を保護するという流れからやや逸脱するものであると考えられる。(2)の検討と併せ、写真保護に関する議論を検討し、当時の著作権法に関する議論においては、作者の保護のみに留まらない政策的・経済的配慮が存在したことが明らかになった。

また、当時の学説を検討する中で、思想としての「ロマン主義」と一定の距離を置いた上で著作権法体系を組み立てている面も少なからず存在し、条文や解釈に落とし込むにあたっての法技術的な要素も考慮すべきであるという手がかりを得た。

著作権法学の内部では「独創性」概念をある種所与のものとして、「独創性」概念が著作権に強く影響を与えたと説明することが多く、当時の「独創性」概念に関する美学理

論内部での議論や、概念の変化に関する視点をもつものはほとんどない。この点、「独創性」概念も著作権法の規定を受け、両者が相互に影響し合っていたとする見解もあり(Eberhard Ortland, Urheberrecht als ästhetisches Regime. In: Odin Kroeger et al., (hrsg.), Geistiges Eigentum und Originalität. V. Turia+Kant, 2011.)。さらなる検討が必要であるとの示唆を得た。研究期間中に十分な検討や考察を行えなかった点もあり、期間終了後も、関心をより広めかつ考察を深めながら、引き続き研究を重ねている。成果の一部については論文としてまとめ、公表できるよう尽力している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

1. 酒井麻千子「18世紀後半～19世紀前半における絵画の複製と著作権 ドイツ(プロイセン)での議論を中心として」公益社団法人著作権情報センター(編)『第10回著作権・著作隣接権論文集』(著作権情報センター、2016年)1-23頁、査読なし

[図書](計1件)

1. 酒井麻千子「写真・映画と著作権」西垣通・伊藤守編著『よくわかる社会情報学』(ミネルヴァ書房、2015年)170～171頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

酒井 麻千子(SAKAI MACHIKO)
東京大学・大学院情報学環・助教
研究者番号: 20734271